資料3－1

R7 建設・建築業界に属する荷主企業へのアンケート調査結果（単純集計）

◆東京建設業協会・日本建設機械レンタル協会

【属性1】 役職
【属性2】 勤続年数

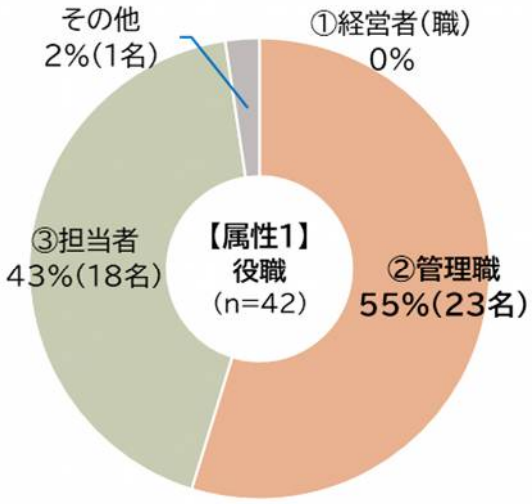

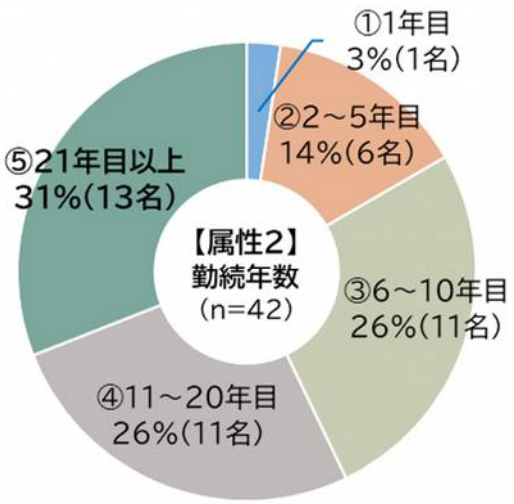

回答者の役職は、「②管理職」が 5 割以上で最も多い結果となった。勤続年数は「⑤21 年目以上」が最も多い結果となった。

【属性3】 積荷の運搬には「特殊車両」※を利用・保有していますか。

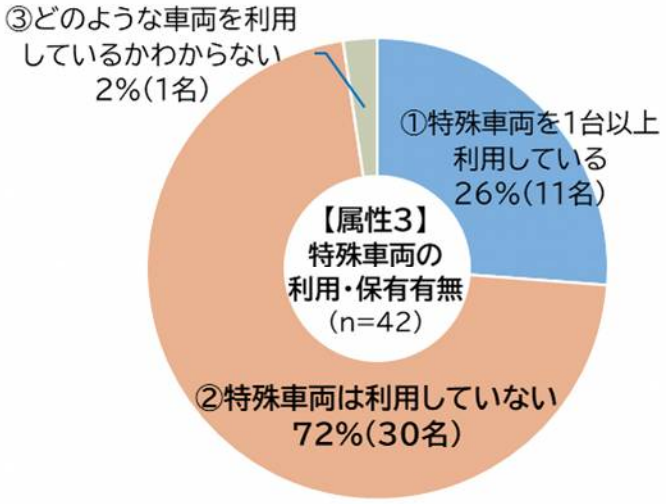

特殊車両の利用有無について、回答者 7 名の約 7 割が「①特殊車両を 1 台以上利用している」と回答した。

【属性4】 一般的制限値を超える場合には通行手続きが必要となる旨を、建設機械や車両をレンタルされるお客様にご案内していますか。

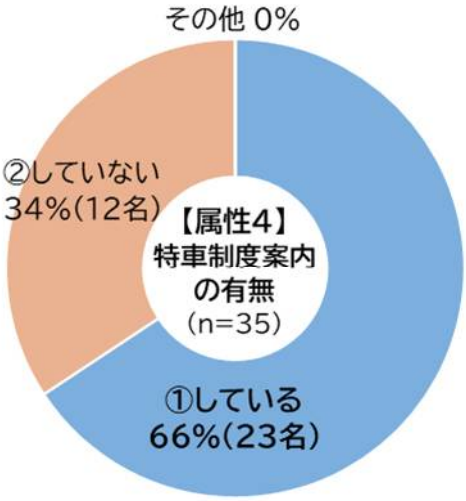

特車制度案内の有無について、「①している」と回答した割合が約 7 割であった。

【属性4】 貴社の物流に係る主要な取扱品目を教えてください。
【属性5】 上記の主要な取扱品目(積荷)の運送主体は、次のうちどちらになりますか。
(代表的な形態を1つ選択)

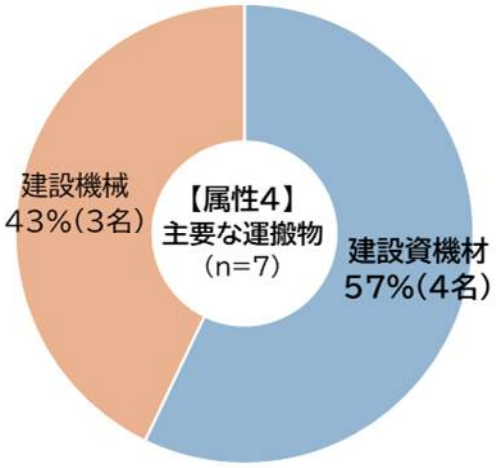

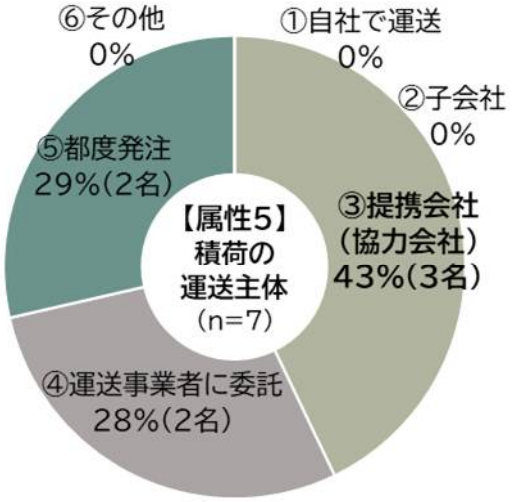

主要な運搬物は、回答者の約 6 割が「建築資機材」と回答した。積荷の運送主体は、「③提携会社(協力会社)」が最も多い結果となった。

【属性6】 令和 7 年 11 月 14 日に開催された説明会にご参加されましたか。
【属性7】「特殊車両通行制度について」という資料内容を確認しましたか。

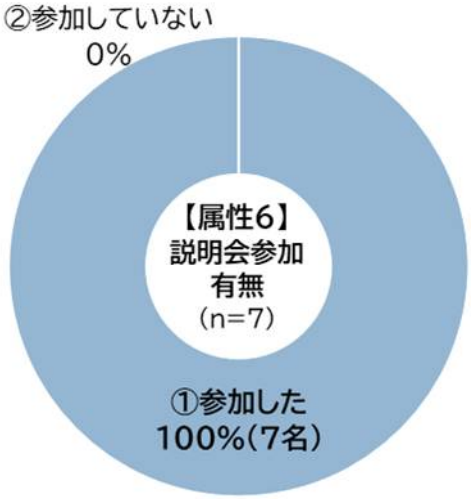

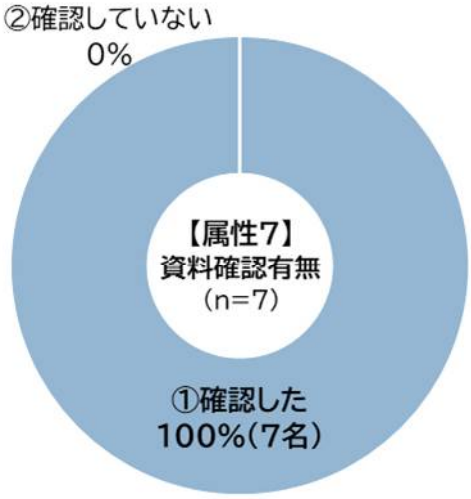

回答者 7 名全員が、特殊車両通行制度に関する説明会に「①参加した」と回答した。また、7 名全員が「特殊車両通行制度について」という資料を「①確認した」と回答した。

【質問1】 道路が老朽化している現状について、ご理解いただけましたか。

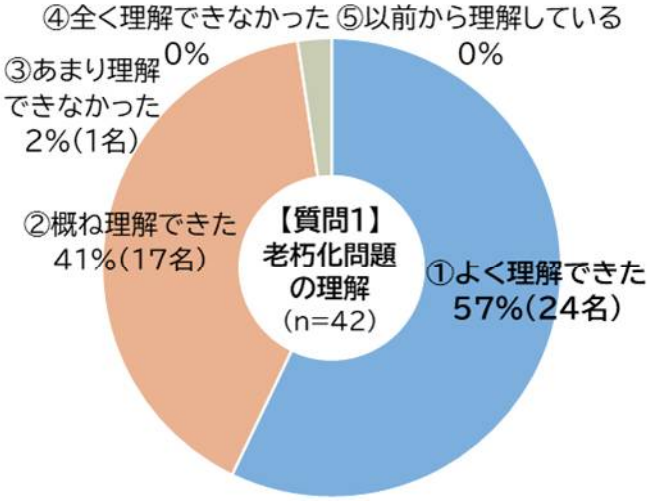

道路の老朽化について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問2】 違法に重量オーバーした大型車両の走行が、道路(橋)の劣化に対して大きな影響を与えることについて、ご理解いただけましたか。

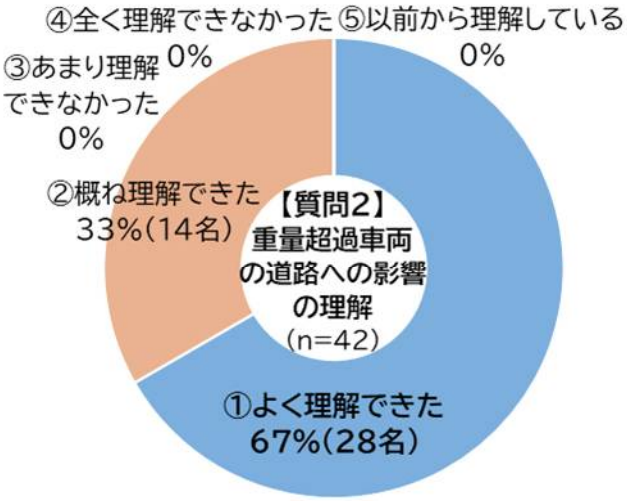

重量超過車両が道路に与える影響について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると 10 割となった。

【質問3】 一定の重さや大きさを超える車両(＝特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならない理由をご理解いただけましたか。

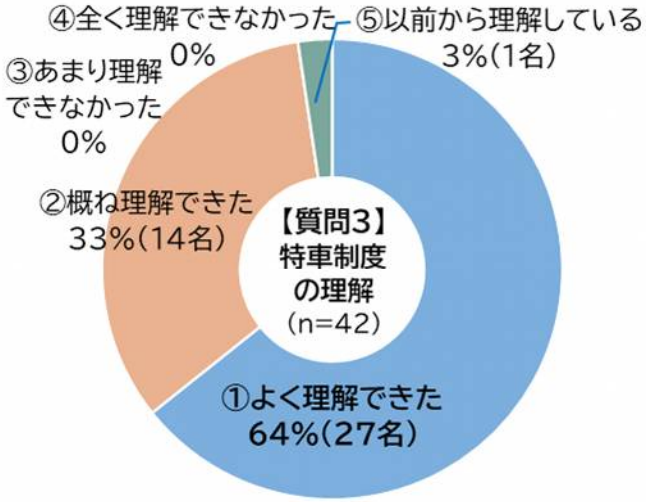

特車制度に関して、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問4】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、誘導車の配置条件が付される場合があることについて、ご理解いただけましたか。

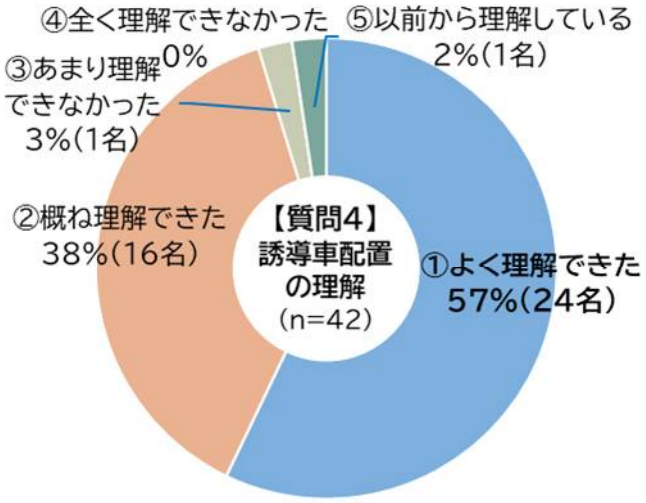

誘導車の配置に関して、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問5】「最大積載量」とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることについて、ご理解いただけましたか。

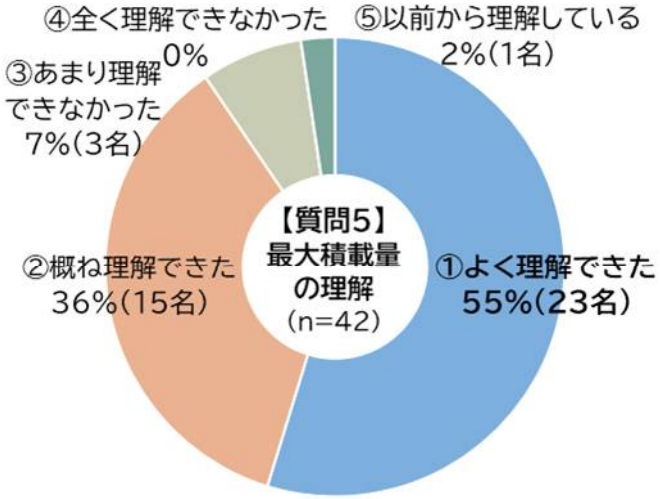

最大積載量について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問6】 通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることについて、ご理解いただけましたか。

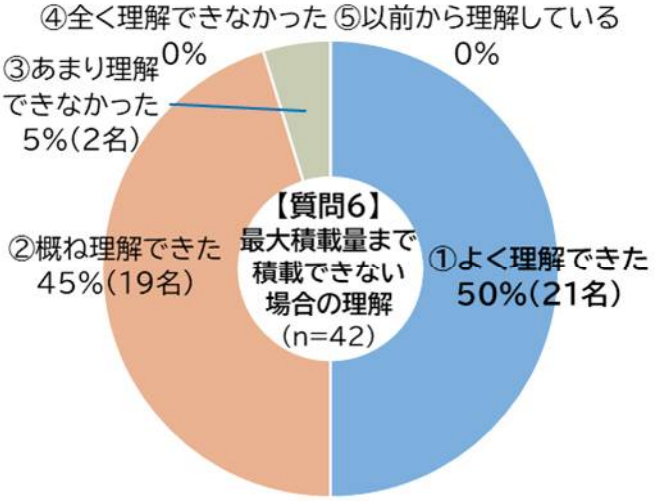

通行経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問7】 車両に荷物を積む際に、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることについて、ご理解いただけましたか。

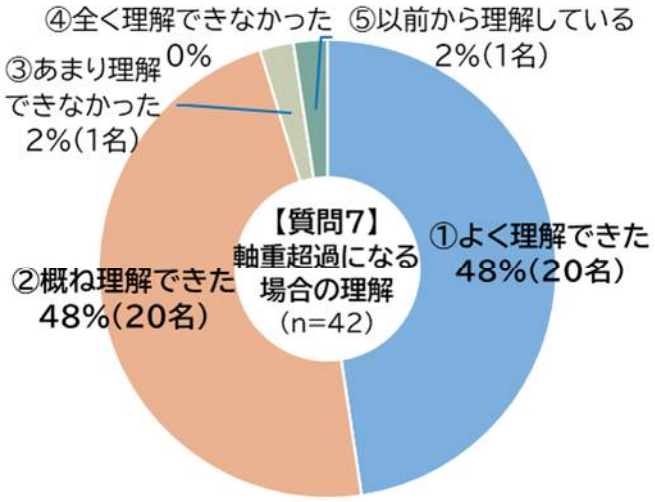

車両総重量が一般的制限値以内であっても、軸重超過になる可能性があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問8】 悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の 2 倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発が実施されることについて、ご理解いただけましたか。

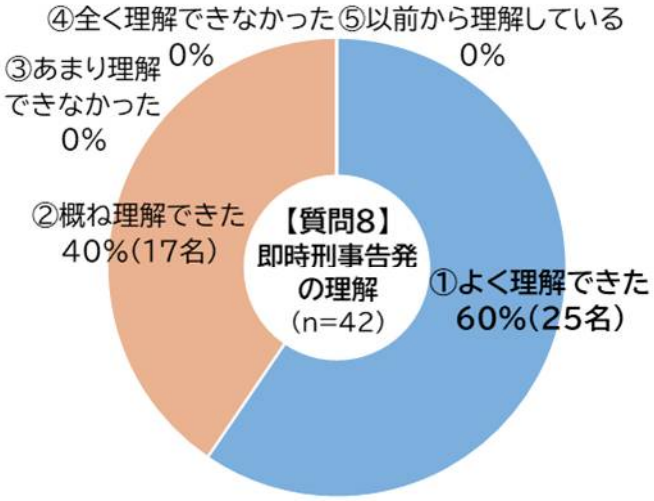

即時刑事告発について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると 10 割となった。

【質問9】 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる「荷主勧告制度」について、ご理解いただけましたか。

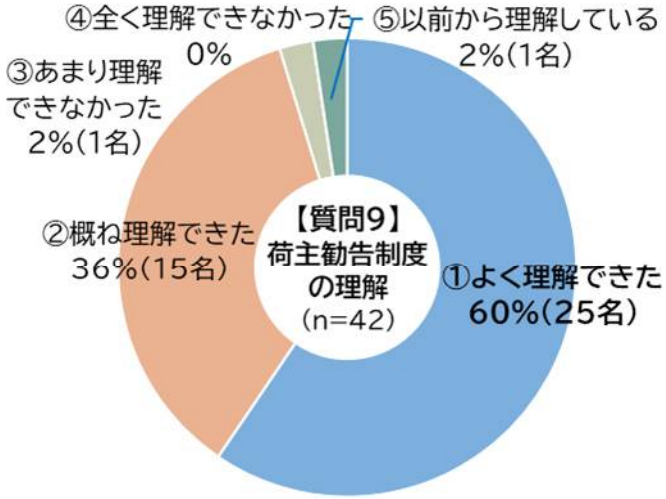

荷主勧告制度について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 10 割となった。

【質問10】 連絡協議会による各種取組みのうち、ご存知の項目はありますか。※複数回答

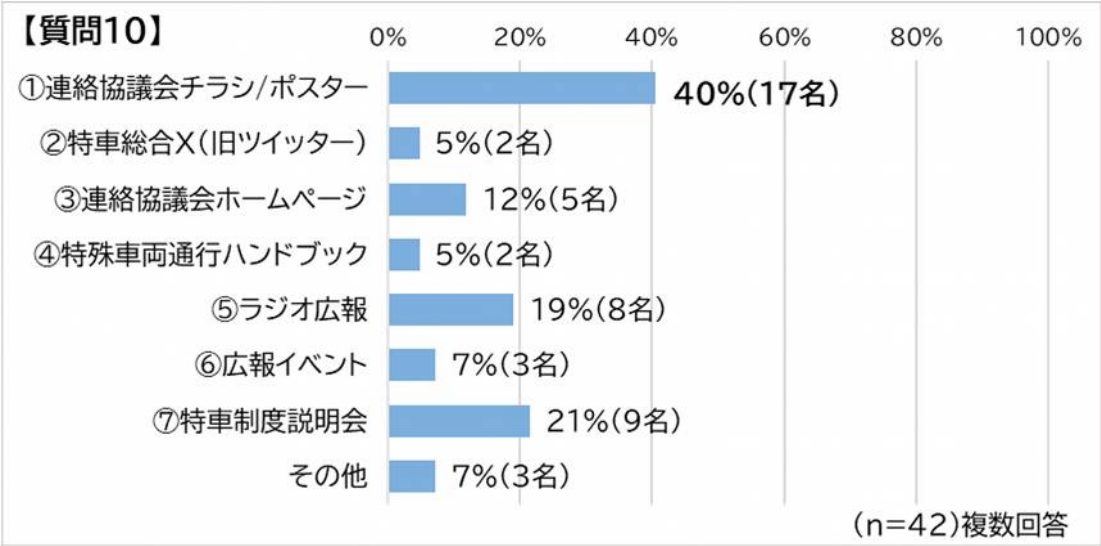

連絡協議会による各種取組みのうち、「①連絡協議会チラシ／ポスター」との回答が最も多い結果となった。

【質問11】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、夜間通行条件(21 時～翌 6 時等)を付される場合があることをご存知ですか。

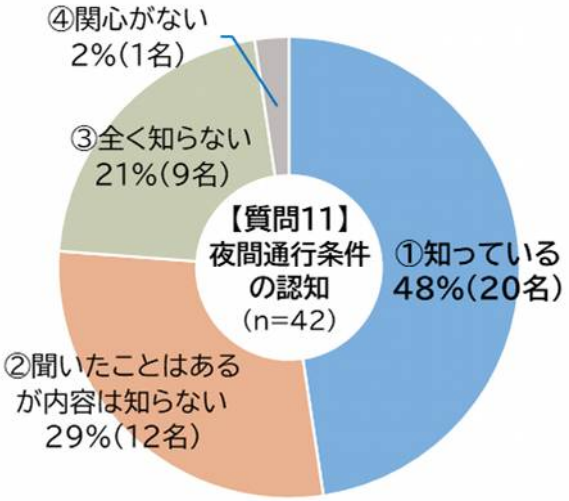

夜間通行条件についての認知度は約 5 割であった。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、約 5 割が認知していないことがわかった。

【質問12】 特殊車両通行の条件として、夜間通行条件（21 時～翌 6 時等）を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や、大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることをご存知ですか。

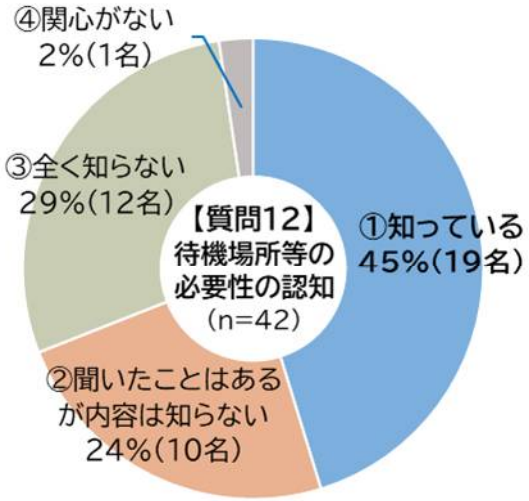

夜間通行条件を付された場合の待機場所や作業ヤードの確保の必要性について、4 割以上が「①知っている」と回答した。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、5 割以上が内容を認知していないことがわかった。

【質問13】 運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する際に、通行可能になるまで 1 ヶ月近く時間を要する場合があることをご存知ですか。

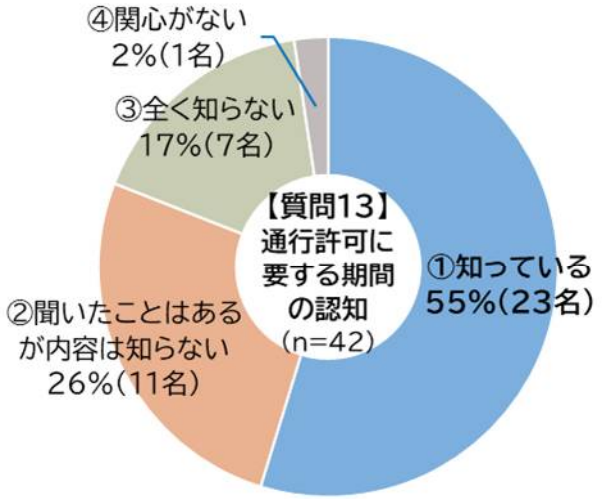

通行許可の取得に 1 ヶ月近く要する場合があることについて、5 割以上が「①知っている」と回答した。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、4 割以上が認知していないことがわかった。

【質問14】 大型車両の通行の適正化について、もっと理解を深めたいと思われる項目はありますか。※複数回答可

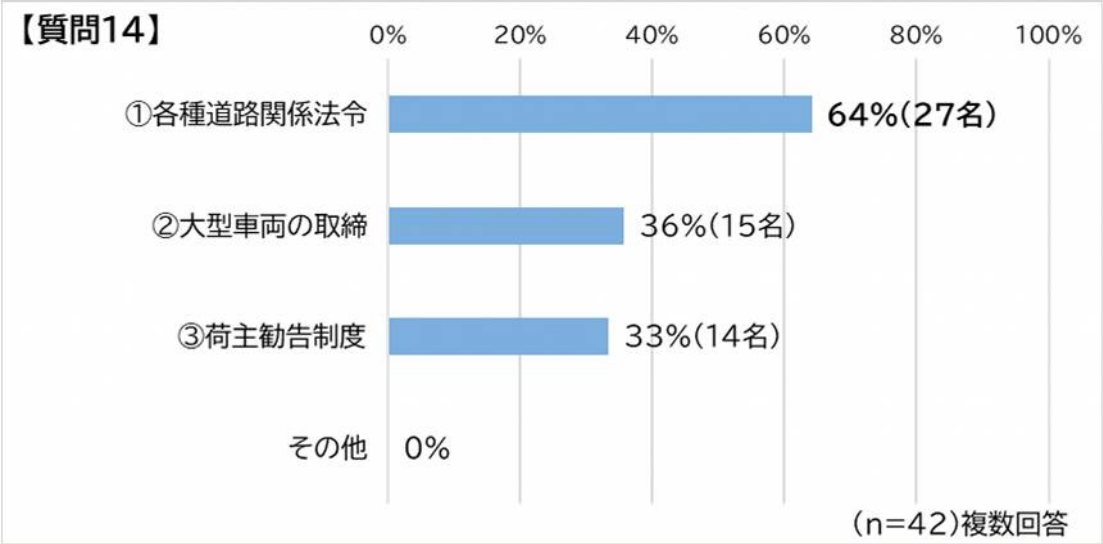

もっと理解を深めたい内容として、回答者の約 6 割が「①各種道路関係法令」と回答した。

【質問15】 どのような取組みが＜大型車両の通行の適正化＞の実現に繋がると思われますか。

「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われる取組みについて、以下のような意見が挙げられた。

周知の徹底
広く制度が認知され、料金が適正化されること
メーカー・仕入先からも周知が必要・発注者を含めた関係者への周知
荷主の意識・各民間会社の社会的使命の意識付けになるような取組み活動
広く周知できる広報活動が必要と感じる
セミナー開催による周知・SNS での配信(動画など)・コマーシャルやポスターなどによる周知
取締強化・違反の厳罰化
取締強化、厳罰化
その他
無理な解体工事などを行わせないこと
大型車両の仕組みを理解する・現場の理解
設計による建設機械等運搬への枠組
なし

【質問16】 大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等はありますか。

大型車両の走行に関する意見・要望等として、以下のような意見が挙げられた。

子供の死亡事故が絶えないこと
特車申請が必要な案件についてお客様の理解があまりない
騒音
新規格車を 10 台保有しています。重さ指定道路でない場合は特車申請をしています。過去の実績だと 100%許可されています。事務にも手間が掛かります。行政緩和して頂けないでしょうか。
緩和措置や適正車両へアップデートするための費用補填
お客様が理解されていなく説明しても他で頼むと言われたこと。ライバル会社に注文したと思われるがライバル会社は制度など理解していなかった。
運転手不足問題
特になし（8 件）